

道路位置指定変更（廃止）申請に必要な書類と記載事項について

変更（廃止）

別表2

	書類（図面）の種類	添付書類等				記載内容等	備考
		事前	変更	完了	廃止		
①	事前協議書（様式第1号）	○	○				【提出1部】
②	委任状	○	○		○	代理人、委任事項、委任年月日	申請を代理する場合に添付 様式は任意
③	既存位置指定書の写し	○			○	副本の写し	
④	変更（廃止）届出書（様式第8号）		○	※2	○		【提出2部】
⑤	承諾書（様式第3号） （省令第9条）		○	※2	○	指定を受けようとする道路（指定済みの道路）の敷地となる土地に権利を有する者（所有権、地上権、抵当権など全部事項証明に記載の権利者）すべてからの承諾	指定様式でなくても、同じ項目が記載された承諾書であれば別の様式でも可能
⑥	印鑑証明書		○	※2	○	権利を有する全てのもの	発行後3ヶ月以内のもの。土地の全部事項証明書と相違している場合は、本人確認ができる書類（住民票等）を添付すること。
⑦	関係土地の全部事項証明 （土地の登記簿謄本）		○	※2	○	指定道路となる全ての土地	申請時以前3ヶ月以内に発行されたもの。
⑧	許可書又は同意書並びに承諾書		○	※2		占用許可書、自営工事許可書、農地転用許可書、隣接同意確認表、指定道路側溝の排水先水路管理者（自治会長・水利組合長等）の同意（承諾）書、既設指定道路に接続する場合は、当該既存指定道路の申請者及び所有者又は管理者の同意（承諾）書	既存道路の申請者及び所有者又は管理者の同意（承諾）書には、印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を添付すること。
⑨	その他許可書又は協議書等			※1		都市計画法、河川法、その他関係法令に基づく許可書又は協議書	
⑩	案内図・付近見取図 （省令第9条）	○	※2	※2	○	周辺の目標物、指定道路の位置、道路形状、開発区域、方位等	図面には縮尺、作成者の記名・押印及び作成年月日を記入すること。
⑪	地籍図（計画平面図） （省令第9条）	○		※2	○	方位、開発区域、指定道路の位置・形状・測点・幅員・延長・計画高、予定区画の形状・計画高、道路及び宅地の排水施設計画（流末までの経路等）、道路施設（構造物・安全施設等）、道路後退線、路面計画、道路境界標の設置位置、占用・自営工事箇所	図面には縮尺、作成者の記名・押印及び作成年月日を記入すること。
⑫	公図の写し	○		※2	○	開発区域及び指定道路となる土地並びに流末排水施設（位置道路に含めない場合）の分筆後の公図	法務局備え付けの公図（転写年月日、転写者、転写場所を奥書する。） 最新のものであり発行後3ヶ月以内のもの。
⑬	道路構造図		○	※2		擁壁・排水施設等道路構造物・路面構造の詳細	図面には縮尺、作成者の記名・押印及び作成年月日を記入すること。
⑭	道路縦断面図		○	※2		道路構造物の位置・形状、道路勾配、水路勾配、道路境界及び延長の位置	図面には縮尺、作成者の記名・押印及び作成年月日を記入すること。
⑮	道路横断面図		○	※2		道路構造物の位置・形状、道路勾配、舗装（路盤）構成、道路境界及び車道幅員の位置、側溝蓋の有無及び構造	図面には縮尺、作成者の記名・押印及び作成年月日を記入すること。
⑯	排水計画図		○	※2		縮尺、指定を受けようとする道路及びその道路によって開発しようとする土地における雨水排水計画（排水方向、集水桝、既存水路位置など）を平面図上に明示 指定を受けようとする道路によって開発しようとする土地の敷地内の下水及び雑排水の処理についても明示	縮尺 1/100～500 程度
⑰	排水計算書		○	※2		指定を受けようとする道路の区域内の雨水（当該道路の区域外の雨水が当該道路の排水施設に流入する場合はその雨水を含む。）を処理するための施設（道路側溝、浸透桝等）の計算書	都市計画法に基づく開発行為許可の排水施設基準に準拠して計算
⑱	その他構造図		○	※2		指定を受けようとする道路の構造物（擁壁、集水桝など）の詳細図を明示	縮尺 1/20～50 程度 カタログがある場合は、設計仕様と強度等が判断できる資料を添付
⑲	求積図及び求積表		○	※2		開発区域全体の面積、指定道路の面積、その他の面積（道路後退等）	開発面積には、道路後退面積は入らない。 図面には縮尺、作成者の記名・押印及び作成年月日を記入すること。
⑳	その他必要な図書等			※3		構造計算書、排水計画検討書等	※3 市長が提出を求めた場合のみ。
					○	既存建築物の接道状況	
㉑	工事完了届（様式第5号）			○			
㉒	維持管理者届（様式第6号）			○		位置指定道路の管理者（既存・変更部分）	完了検査に合わせ提出
㉓	完了書類	写真		○		全体（着手前・完成）、境界杭（全て）、出来高管理写真、	必要に応じて提出を求められることがある書類（※4）
㉔		平面図		○		境界杭の位置を示したもの	
㉕		公図の写し		○		分筆、登記が終了した時点のもの。	

（共通事項）承諾書、全部事項証明、印鑑証明などの原本は、申請書正本に添付すること。

※1 許可書又は協議書がある場合のみ

※2 変更・修正があった場合は、改めて添付

※3 市長が提出を求めた場合のみ。

※4 納品伝票、現場管理試験結果、書類審査の際に指定された書類